

17 東京都販第 005700 号

第一種動物取扱業登録証

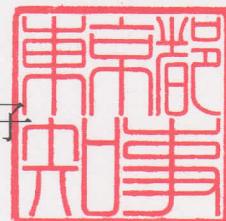
氏名 峰松宏行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 東京都北区赤羽二丁目31番4号

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。

東京都知事 小池百合子



登録の年月日 平成29年12月14日

登録の更新の年月日

有効期間の末日 平成34年12月13日

1 事業所の名称 I L I O

2 事業所の所在地 東京都北区赤羽二丁目31番4号

3 登録に係る第一種動物取扱業の種別 販売

4 動物取扱責任者の氏名 峰松宏行

5 備考

第一種動物取扱業者の皆さんへ

第一種動物取扱業登録証をお送りいたします。営業に際し、以下の点にご留意ください。

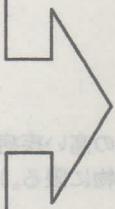
●標識の掲示

- 事業所に「第一種動物取扱業者標識」または「第一種動物取扱業登録証」を掲示してください。
- 事業所以外の場所で営業する場合（ペットシッター・出張訓練等）：
お客様から見やすい位置（胸部等）に「第一種動物取扱業者識別章」を着けてください。

●広告をする場合（ホームページを含む）

- 安易な飼養を防止するため、事実に反した飼養の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容としてください。
- 広告の必須記載項目は、次のとおりです。

必須記載項目	
① 氏名（法人の場合は名称）	
② 事業所の名称	
③ 事業所の所在地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登録番号*	
⑥ 登録年月日	
⑦ 登録の有効期間の末日*	
⑧ 動物取扱責任者の氏名	



記載例	
名 称	株式会社 福祉保健局
事業所の名称	Center 動物愛護
事業所の所在地	東京都世田谷区八幡山2-9-11
第一種動物取扱業の種別 及び登録番号	販売 1X 東京都販第000××××号 保管 1X 東京都保第000××××号
登録年月日	平成2X年12月10日
登録の有効期間の末日	平成3X年12月9日
動物取扱責任者の氏名	東京次郎

* 5年毎の登録更新のつど、「登録番号」が新しくなり、「登録の有効期間の末日」が5年先の日付になります。

印刷物等を作成される際はご注意ください。

●台帳・帳簿への記録と保管

該当する台帳及び帳簿に記録し、それらを5年間保管してください。

- 販売時における説明及び確認（貸出時における情報提供）実施状況記録台帳
- 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳（飼養施設がある場合）
- 繁殖実施状況記録台帳（繁殖を行う場合）
- 取引状況記録台帳
※①の様式は変更することができません。このまま使用してください。
- 犬猫等の個体に関する帳簿
②～⑤は参考様式なので、全項目が記載されれば様式は問いません。
※（犬猫の販売業者の方のみ）①及び④は、⑤の帳簿をもって代えることができます。

●変更の届出

登録後に登録内容の変更があった場合、書類により届け出る必要があります。書類の様式、記入内容など、不明な場合は裏面下の問合せ先までお問い合わせください。

事前届出	<ul style="list-style-type: none">飼養施設の設置業務内容・実施方法の変更犬猫等販売業の開始
事後届出 (30日以内)	<ul style="list-style-type: none">申請者の氏名・名称・住所・代表者氏名事業所の名称・所在地（所在地は、飼養施設がある場合は変更できません）動物取扱責任者の氏名主として取り扱う動物の種類及び数飼養施設の所在地・構造及び規模役員の氏名・住所事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員営業時間

●登録の更新

登録の有効期間は5年間です。登録更新手続きは、有効期間の満了2ヶ月前から可能です。

販売業を営む方は、以下の点にもご留意ください。

●販売する動物への表示

販売しようとする全ての動物ごとに、次の事項を顧客から見やすい位置に表示してください。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時等の標準体重、標準体長など、体の大きさに係る情報
- ③ 性別の判定結果
- ④ 生年月日（輸入などをされた動物で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑤ 生産地等（国名、都道府県名）
- ⑥ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売する場合）

●動物販売時における現物確認・対面説明

現物確認： 購入者に対して、これから販売しようとする動物の現在の状態を直接見せなければなりません。
カメラなどを使用した映像等による確認方法は認められません。

対面説明： 動物の飼養または保管の方法などについて、購入者に書面等を交付して、対面で説明しなければなりません。
書面等にする内容は、以下のとおりです。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置
(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況
(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
- ⑱ ①から⑯までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

●定期報告（犬猫等販売業）

犬猫等販売業者は、取扱った犬猫の数について、毎年度の定期報告を行うことが義務付けられました。
「犬猫等販売業者定期報告届出書」に、所有した数、引渡した数、死亡した数を記載して、翌年度の4月1日から5月30日までに提出しなければなりません。

【問合せ先】

担当地域	23区・島しょ	多摩地域
名 称	東京都動物愛護相談センター	東京都動物愛護相談センター 多摩支所
住 所	〒156-0056 世田谷区八幡山2-9-11	〒191-0021 日野市石田1-192-33
電 話	03(3302)3507【番号案内1】	042-581-7435
FAX	03(3329)2647	042-584-8012

